きらり

酒田市農業委員会報　No.72

「なんの葉でしょうか？」(西荒瀬地区　藤塚　7月6日撮影)　答えは最後のページに

特 集

農地の相続手続き、すすんでいますか？～ 農地を次世代へつなぐために ～

相続登記をしましょう　相続登記Q＆A（2、3面）
キラリな女性（ひと） かがやく女性農業者　教えてキラリン（4面）
若手農業者リレーエッセイ かぜ（5面）
農業一筋　おしらせ（6面）

令和8年 秋季号

特集

農地の相続手続き、すすんでいますか？
～農地を次世代へつなぐために～

相続登記がされないことなどにより、以下のいずれかの状態となっている土地を**「所有者不明土地」**といいます。
①不動産登記簿を確認しても所有者がすぐにわからない土地
②所有者がわかっていても、所在不明で所有者と連絡がつかない土地

政府の調査によれば、「所有者不明土地」の総面積は九州の面積よりも広いと言われています。なかでも農地においては全農地の約1割が相続されておらず、権利関係が不明確になっているとの調査結果が出ています。

今回は、特に「所有者不明農地」に着目し、農地を次世代につないでいくためにどうすればよいか考えてみたいと思います。

○所有者不明農地の発生要因は

最大の原因は相続登記の未了です。相続登記がおこなわれないまま世代交代が続くと、名義が前の世代のままとなり、現在の所有者が誰なのかわからなくなってしまいます。

○なぜ問題なの？

所有者不明農地が増えると、次のような問題が起こり、地域や農業に大きな影響を与えます。

管理が行われなくなる

草刈りや管理がされず雑草繁茂、害虫の発生原因になります。

地域の農地利用に悪影響

農地利用最適化の推進が難しくなります。

相続登記がされないと

〈相続登記がされないまま世代が進んだ場合〉

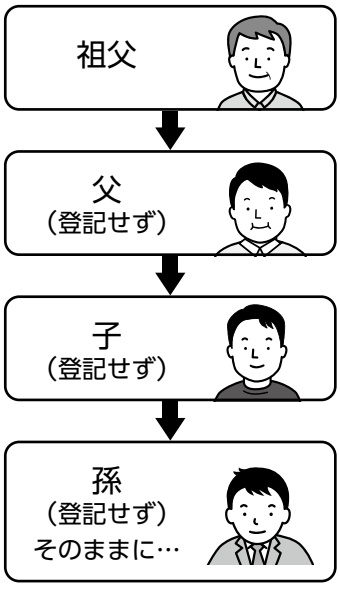

気づいたときには相続が何代にもなってしまい、誰に連絡すればいいのかわからないことに…

貸借・売却が困難に

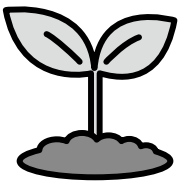

所有者の同意が取れず農地の有効活用ができません。

○所有者不明農地の発生を防ぐために

防ぐための第一歩は**相続登記**です。相続登記については次のページで特集していますので、ぜひご覧ください。

相続は予期せぬタイミングで訪れます。いざというときに慌てずに大切な農地を未来へつなぐために、日頃からご家族で農地の相続について話し合っておきましょう。

○農業委員会がお手伝いします

農業委員会では、相続した農地についての貸借やあっせんなど、農地に関する様々な相談に対応しています。

所有者不明農地の話に限らず、農地について不安なことやわからないことがあった場合はお気軽にご相談ください。

㊐ 酒田市農業委員会事務局
TEL 0234-26-5767

相続登記をしましょう
相続登記　Q&A

令和6年４月１日から、相続登記の申請が義務化されました。

相続した農地の名義を変更することは、未来のトラブルを防ぐ第一歩です。

農地利用において様々な問題となる所有者不明農地。
対策の一つとして相続登記が義務化されました。
ここでは、よくあるご質問にお答えします。

◎Q１　不動産登記って？

土地や建物の「所在地」「面積」「所有者」などを法務局に登録して誰でも確認できるようにする制度です。

登記の記録は法務局で誰でも交付を受けることができます。

◎Q２　相続登記とは？

亡くなった方の土地・建物（不動産）名義を相続した方の名義に変更する手続きです。相続した農地も対象となります。

◎Q３　相続登記は必ずしないといけないの？

はい。令和６年４月１日から、相続によって農地（不動産）を取得した方は、その相続したことを知った日から３年以内に相続登記をすることが法律で義務付けられました。また、令和６年４月１日より前に相続した不動産についても義務化されています。

正当な理由なく相続登記をしないと、10万円以下の過料が科される場合があります。

◎Q４　相続登記はどこですればいい？

相続登記の手続きは相続した土地を所管する法務局でおこなうことができます（事前予約が必要です）。

また、司法書士に依頼することも可能です。

◎Q５　農地を相続登記したら、農業委員会への届出は必要ない？

届出が必要です。

農地を相続した場合は、その農地の所在地の農業委員会への届出（農地法第３条の３）も義務付けられていますので、お早めの届出をお願いします。

届出に必要な書類は、農業委員会のホームページに掲載しています。

相続手続きについてのお問い合わせは…

山形地方法務局　酒田支局
酒田市上安町１丁目６番地の１
☎ 0234-25-2221

相続の相談窓口

日本司法書士会連合会による窓口が設置されています
相続登記相談センター
☎ 0120-13-7832
※平日10:00～16:00（年末年始・お盆期間を除く）

○農地を相続した場合

提出書類は下の二次元コードからダウンロードできます
（酒田市HPへのリンクです）

所有者不明農地であっても農地を利用できる制度が整備されていますが、あくまでも補完的な制度です。根本的な解決のためには適切な相続登記をおこなうことが重要です。

農業委員会では、農地の有効活用を通じて、大切な農地を未来へつないでいく取り組みを進めています。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

キラリな女性（ひと）…かがやく女性農業者

家族と共に

松山地区
戸田　郁

私は酒田市出身で、農家の娘として育ちました。高校を卒業後、実家を離れていましたが、夫と三人の子供と共に農業を仕事にしていこうと戻ってきて二年目になります。

私の家は、稲作や花、野菜の苗などの栽培をしていましたが、三年程前から玄米を使ったポン煎餅の販売も始めていて、現在の私の仕事の中心は煎餅屋さんです。

これまで会社勤めをしていましたので、決まった休みもないし、就業時間もないに等しい農家の仕事は、子供たちにとっては戸惑いもあったと思います。でも、お迎えの帰りに夫の運転するトラクターを見せに田んぼに行ったり、仕事をしている横で宿題をみたり、配達を手伝ってくれたり…実際に働いている姿を見せることができることは、子供にも私にとってもいいことだなと感じています。

また、ポン煎餅をおいしいと食べてくれて、味の提案までしてくれます。何より食に興味を持つようになってきたこともうれしい変化です。

これからも勉強の毎日です。今ある環境に感謝して、また、「家族で引っ越しをして、お米を作る仕事をするよ」という夫と私の決断に、「いいねー楽しそうだね」と背中を押してくれた子供たちと一緒に、みんなの笑顔が増える日々を過ごせるように頑張っていきたいと思っています。

農地に関する「はてな」を解消 教えてキラリン

このコーナーでは、農地に関する素朴な疑問・質問に、キラリンがお答えします。

今号のテーマ 農地の貸借手続き

Q 田畑の貸し借りをすることになりました。何か手続きしなければなりませんか？

田や畑を耕作する目的で貸し借りする際は、出し手（地権者）、受け手（耕作者）双方が、農業委員会で手続きする必要があります。手続きは、①農地法第３条による許可申請と、②農地中間管理事業による契約があります。

①農地法第３条による許可申請

貸借期間満了前に解約の意向がない場合、契約は自動的に更新されます。※無償の使用貸借契約は、期間満了で終了します。

②農地中間管理事業による契約

①と違って、貸借期間満了によって契約は終了します。※自動的な更新はされません。

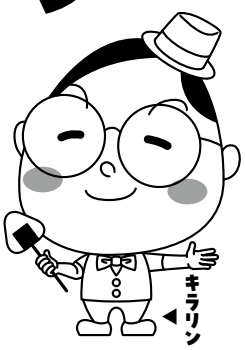

Q 貸し借りの許可基準はなんですか？

次の基準により、許可または不許可の判断をします。

○全部効率活用要件

申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。

○農業常時従事要件

農地取得者や世帯員等が、必要な農作業に常時従事（原則、年間１５０日以上）すること。

○地域との調和要件

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなど、農地利用に悪影響を与えないこと。

かぜ

～ 若手農業者リレーエッセイ ～

農業の楽しさと難しさ

平田地区　佐藤　武留

私は平田地区で農業を始めて10年になります。農業高校卒業後は農業大学校に進学し、農業の基礎知識や栽培技術について学びました。在学中は実習を通して栽培の難しさ、奥深さについて学ぶ機会が多くあり農業の魅力ややりがいを実感し、卒業後は地元に戻り就農しました。現在は水稲を専業で約32ヘクタール栽培しており、日々より良い米づくりを目指して頑張っています。

この10年で感じている農業の楽しさは、自分が育てた作物が順調に成長し、秋に無事に収穫ができたときの達成感です。春の種まきから始まり、管理作業を重ねながら秋の収穫まで多くの苦労がありますが、黄金色に実った田んぼを見ると頑張ってよかったと苦労が報われる気持ちになります。また、自分の作った米を食べた方から「おいしい」と言ってもらえることは、生産者としては何よりの喜びであり、仕事への励みになっています。

一方で、農業は自然を相手にする仕事であり、その難しさも常に感じています。近年は高温や豪雨などの気象条件の変化が大きく、これまでの経験だけでは対応できない場面も増えています。また、病害虫の発生、雑草の対策や資材価格の高騰など、経営面での課題も少なくありません。特に32ヘクタールという広い面積を管理する中では、効率的な作業や適切な判断が求められ、日々勉強の連続です。

それでも地域の方や親戚などに支えられながら、農業を続けられることに感謝しています。これからも新しい技術や知識を積極的に取り入れ、おいしい米を作れるように頑張っていきたいと思います。

農業者年金に加入しましょう

老後の生活をしっかりサポートします。
農業に従事する方なら、広く加入いただけます。

***** 農業者年金のメリット *****

① 少子・高齢化時代に強い積み立て方式
② 保険料の額は自由に決められます
③ 終身年金で80歳までの保証付き
④ 保険料は全額社会保険料控除
⑤ 保険料に国庫補助も（要件があります）

全国農業新聞

農家の経営とくらしに役立つ情報を農業者の視点でお届けします

●発行日　毎週金曜日
●購読料　1か月 900円

※お申し込みは農業委員会へ

農業委員会視察研修をおこないました

令和８年７月13日、農業委員会視察研修として、２年前大雨で被災した八幡地区の農地の復旧状況などを視察しました。

作付できている農地はあるものの、仮復旧の農地も多数ある現状について酒田市の担当者から説明がありました。

当日も、前日からの大雨により一部越水している箇所が見受けられ、復興まではいまだ長い道のりであることを実感する視察となりました。

▶市担当者による状況説明（脇地区）

農業一筋

農業委員がおじゃまして お聞きしました！

八幡地区

池田 一雄 正子 ご夫妻

娘さんとお孫さん4人の7人家族で暮らす池田一雄さん（81歳）と正子さん（76歳）ご夫妻。以前は5ヘクタールの水稲を作付けしていましたが、現在は水稲約10アールと、畑約30アールを耕作しています。

就農理由を伺うと「仕方なく、やむを得ずに」と笑う一雄さん。聞けば25歳のときに親御さんがご逝去。そこから代々引き継がれてきた農地を守らなければとの思いで営農してきたと話します。

30代で一念発起し、自身で会社を立ち上げ、高価な重機を購入。「みんな止めたのに、この人は『やめろ』と言われれば言われるほどやめないのよ」と正子さんは苦笑します。しかし、当時は基盤整備の盛んな時代で、重機オペレーターの仕事は大忙し。一雄さんが手を離せないときは正子さんが農地の管理をするなど、二人三脚で農業を続けてきたと当時の苦労を振り返ります。

「昔から重機や機械が大好きだった」と語る一雄さん。2年前の大雨災害の際は自ら重機を操作し、自宅周辺の土砂を取り除くなど、いまだにその腕は衰えていません。

正子さんは今も朝早くから畑へ出て、産直へ農産物を出荷。お孫さんと農作業をすることもあり、それがとても幸せと目を細めます。最近は健康のためにジムに通っていると話す様子からも、充実した日々が伝わってきます。

「農地は地域の宝。荒れているのは切ない。今後はより大規模化・集約化が必要になるのかな」と話すお二人。これからも健康でお過ごしください。

（遠田裕己委員）

おしらせ

農地中間管理事業について

令和9年から本事業を利用して借り受け・貸し付け（経営移譲を含む）したい場合は、期限まで申し込んでください。

○申込期限
10月30日㈮

○申し込み
酒田市農業委員会事務局、各総合支所建設産業係、ＪＡ庄内みどり各営農課、ＪＡそでうらへ。

○各種変更届
既契約の各種変更手続き（名義、住所、振込口座、借賃などの変更）も忘れずに手続きしてください。

○留意事項
・毎年、年間賃料の0・75％の手数料が、出し手・受け手双方に発生します。
・受け手が見つからない場合は、事業の活用はできません。
・受け手が見つかるまでの間は、出し手側で農用地等を管理する必要があります。

編集後記

今回、農地の相続について特集しました。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続を知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。

「所有者不明農地」は、管理が行われなくなったり、農地利用に支障が出たり、貸借や売却が困難になります。制度の改正により、農地中間管理機構を通じて最長40年間の利用が可能になりました。しかし、「所有者不明農地」の根本的な解決とはなりません。また、所有者がわかっていても遠方に住んでいて、連絡が取れない等の場合もあり問題になっています。

「所有者不明農地」を無くすことが、土地活用に繋がり、地域の再生にも繋がると思います。（佐藤）

なんの葉でしょうか？答え

正解は…
サトイモ

大きな葉は雨の日に傘代わりになるほど！

■発行日　令和８年９月１日　■発行者　酒田市農業委員会　代表　齋藤　均　■印刷所　北星印刷㈱